

令和5年2月3日

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する意見

全国市長会

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案の立案に当たっては、地域公共交通の持続可能な提供と利用者の利便性を確保するため、下記事項について十分に反映されたい。

記

1. 公共交通事業者による法定協議会の組織要請について

公共交通事業者が、二以上の地方公共団体の区域にわたる鉄道等の地域旅客運送サービスに関して「地域公共交通計画」の作成及び実施に関する協議を行うための協議会を組織するよう要請する場合は、広域における調整が必要であることから、都道府県が中心となって協議を進める仕組みづくりを促進すること。

また、国は、一の都道府県の区域内の地域公共交通に関する協議であっても、必要な情報提供、助言、人材等について積極的に支援すること。

2. 鉄道の再構築に関する仕組み（再構築協議会）の創設について

- (1) 再構築協議会において、旅客鉄道事業による地域旅客運送サービスの提供方法について協議する場合は、廃止ありきではなく、利用者の利便が必ず確保されるよう、しっかりと国が中心となって行うこと。
- (2) 再構築協議会を組織する前提となる「大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間（以下、「特定区間」という。）」については、その状況判断に必要な基準を示すこと。
- (3) 再構築の協議に当たっては、特定区間の収支状況や輸送密度等の情報だけで議論するのではなく、当該鉄道事業者の財政収支等も明らかにし

たうえで、地域の特性や実情等についても十分考慮すること。

3. 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設について

協議運賃の協議に当たっては、地域の移動手段を維持していくために利用者の過度な負担とならないよう、運賃の妥当性の判断等に専門的な知見も要することから、国として、必要な情報提供、助言、人材等に積極的に支援すること。

4. 法改正に伴う財政支援について

地域公共交通の再構築に向けた取組を推進するに当たっては、地方公共団体に負担が偏ることがないように、国による交付金等の十分な財政支援を行うこと。

以上